

GDPR第13条に基づく応募者に対する情報提供義務

責任者の名称	Pressol Schmiergeräte GmbH 取締役社長 Rudolf Schlenker Am Gansacker 10 c 79224 Umkirch
責任者の連絡先	電話：+49 7665 93 46 000 Eメール：info@pressol.com
データ保護責任者の氏名及び連絡先	Kerstin Herschel データ保護業務の外部委託先 PRODATIS CONSULTING AG Landhausstraße 8 01067 Dresden 電話：+49 351 266 23 30 Eメール：dsb@prodatis.com
データ処理の目的及び法的根拠	1.GDPR第6条第1項bに基づく契約上の義務を履行するという目的のためのデータ処理。すなわち、応募者と雇用契約を交渉し、適宜締結すること、またそれに関連したプロセスを指します。 2.GDPR第6条第1項fに基づく利益優先度の考慮において：当社または第三者の正当な利益を保護するために、当社は、それが必要な限りにおいて、応募者のデータを契約の履行自体を超えた範囲で処理します。そのような正当な利益には、社内の電話・連絡先リスト（イントラネット）の処理、社内外の連絡・広報活動、社内管理目的/不法侵入を防ぐためのビデオ監視/ITセキュリティやIT運用の保全/建物や設備のセキュリティ対策（立入管理など）/犯罪行為の防止/法的請求の主張/法的紛争での弁護、補助金プロジェクトの申請などのための企業グループ内におけるデータ移転などが含まれます。 3.応募者が法定期間を超えた期間のデータ保存、またはニュースレター受信といった、特定の目的での個人情報の処理に同意する限りにおいて、GDPR第6条第1項aに規定するお客様の同意を根拠とするデータ処理。 4.GDPR第6条第1項cに基づく法的要件、すなわち商法典第257条、公課法第147条、税務データの保管に関する原則（GoBD）、社会法典（SGB）、一般平等処遇法（AGG）、その他関連法に基づく各種の法的義務を根拠とするデータ処理。
データ受取人	当社内で応募者のデータにアクセスできるのは、それを契約上の義務や法的義務の履行のために必要とする従業員に限定されます。 当社との契約で義務付けられたサービスプロバイダーや履行補助者は、その関係者に秘密保持を義務付け、かつ書面でデータ保護法関連の指図を行うことを前提として、上記目的でデータを受領することが認められます。これらは、主に以下の分類に該当する企業です。 EDP/ITアプリケーションのサポートと保守、ウェブホスティング業者、書類やデータキャリアの破棄、法的請求の主張または弁護のための弁護士、支払取引。 さらに、ご応募に関連してそれが法律で義務付けられている限り（連邦雇用庁への届出など）、またはご応募に関連して応募者または第三者と契約を交渉し、適宜締結することを目的とする上記のデータ処理のため

	に、及びデータ処理が必要になる法的根拠（例えばEU域内外の移動手段の予約、EU域内外に拠点を置く航空会社のフライト予約など）に基づいて、または当社が応募者の同意を得ている場合、第三者が特定の目的で当該データを受領することがあります。 データ転送に関する法的または契約上の義務がない限り、データ移転には必ず応募者の同意が必要になります。
保存期間または期間決定基準	応募者の個人情報、求人応募の手續において当社の契約上の義務及び法的義務の履行に必要な期間について保存されます。そのような保存期間は通常6ヶ月です。応募者が法定期間を超えた期間にわたり自身のデータを保存することに同意する場合、保存期間を相応に延長することが認められます。 データが契約上または法的な義務の履行に必要でなくなれば、法定の保存期間（商法及び税法上の保管義務である10年の充足、自社またはご本人の補助金プロジェクトや研究プロジェクトに関する文書の保管義務である15年の充足を理由として保存が必要である場合を除き、当該のデータは削除されます。
ご本人の権利	ご本人は、当該の個人情報についてアクセス権、訂正権、削除権、その処理の制限権、処理に対して異議を申し立てる権利、データトランスポートビリティの権利を有します。 ご本人は随時、処理に対する同意を撤回することができます。ただし、撤回の遡及効は認められません。 また、ご本人は監督機関に不服を申し立てる権利を有します。
ご本人の情報を提供する必要性	求人応募に伴い応募者または第三者との雇用契約やその他の契約を交渉し、適宜締結するために上記のデータ処理目的で、及びデータ処理を必要とする法的根拠に基づいた情報提供。 当該の個人情報なしには、当社はご本人の応募を処理することができず、適宜、応募者と契約を締結することもできません。
第三国または国際機関に対する個人情報の移転	EUまたはEEA域外の国（いわゆる第三国）に対するデータ移転は、求人応募に伴い応募者または第三者との雇用契約またはその他契約を交渉し、適宜締結するために必要である、または法的に義務付けられている（税法上またはその他規定による報告義務など）場合、応募者が当社に同意を付与した場合、またはGDPR第28条に基づく委託処理の範囲で行われる場合に限られます。 いわゆる第三国に所在するサービスプロバイダーを利用する場合、同者に書面による指図に従わせ、EU標準契約条項（SCC）の締結を通じて欧州のデータ保護水準を遵守させる義務があります。
GDPR第22条第1項第4号に基づく自動決定	GDPR第22条第1項と第4項に定義された、個人に対する自動化された意思決定は行われません。
ダイレクトマーケティング施策に対する異議申立権	ご本人の同意に基づいてデータ処理が行われる限りにおいて、ご本人はいつでも同意を撤回する権利を有します。ただし、撤回前に同意に基づいて行われたデータ処理の合法性は、これに影響されません。